

平成 26 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ピククルスコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 宮本 雅弘  
(JASDAQ・コード2925)  
問合せ先 取締役経理部長兼財務部長 三品 徹  
(TEL. 04-2998-7771)

### 自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 16 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 26 年 10 月 17 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 26 年 11 月 17 日をもって終了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの終了をもって、平成 26 年 10 月 16 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

#### 記

#### I. 本公開買付けの結果について

##### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社ピククルスコーポレーション  
埼玉県所沢市くすのき台 3 丁目 18 番地の 3

##### (2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

##### (3) 買付け等の期間

##### ① 買付け等の期間

平成 26 年 10 月 17 日（金曜日）から平成 26 年 11 月 17 日（月曜日）まで（21 営業日）

##### ② 公開買付開始公告日

平成 26 年 10 月 17 日（金曜日）

##### (4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 725 円

##### (5) 決済の方法

##### ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C 日興証券株式会社  
東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

## ② 決済の開始日

平成 26 年 12 月 10 日（水曜日）

## ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）

（外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について（※）

### （i）日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

### （ii）国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

### （iii）法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成 26 年 11 月 17 日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

（※）税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

## 2. 買付け等の結果

### （1）買付け等を行った株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数       | 超過予定数 | 応募数         | 買付数         |
|--------|-------------|-------|-------------|-------------|
| 普通株式   | 1,400,000 株 | 一株    | 1,400,000 株 | 1,400,000 株 |

### （2）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

### 3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ピククルスコーポレーション 埼玉県所沢市くすのき台3丁目18番地の3  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## II. 自己株式の取得終了について

### 1. 取得の内容

- (1) 取得した株式の種類 普通株式
- (2) 取得した株式の総数 1,400,000株  
(注) 発行済株式総数に対する割合 21.88% (小数点以下第三位を四捨五入)
- (3) 取得価額の総額 1,015,000,000円
- (4) 取得した期間 平成26年10月17日(金曜日)から平成26年11月17日(月曜日)まで
- (5) 取得方法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、平成26年10月16日開催の取締役会において決議いたしました会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 自己株式の取得に関する平成26年10月16日開催の取締役会での決議内容

- ① 取得する株式の種類 普通株式
- ② 取得する株式の総数 1,400,100株(上限)  
(注) 発行済株式総数に対する割合 21.88% (小数点以下第三位を四捨五入)
- ③ 取得価額の総額 1,015,072,500円(上限)
- ④ 取得する期間 平成26年10月17日(金曜日)から平成26年12月31日(水曜日)まで

## III. その他

本公開買付けにより、親会社の異動が生じる予定です。当該事項に関しましては、本日別途公表しております「親会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上